

○金融庁告示第四十一号

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）第百十条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者を次のように定め、令和三年七月二十一日から適用する。

令和三年七月十六日

金融庁長官 中島 淳一

金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者
金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者は、次に掲げる者とする。

株式会社みずほフィナンシャルグループ

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

株式会社りそなホールディングス

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

日本郵政株式会社

A F S コーポレーション株式会社

a u フィナンシャルホールディングス株式会社